

広島県の財政状況

(概要版)

平成 20 年

広島県

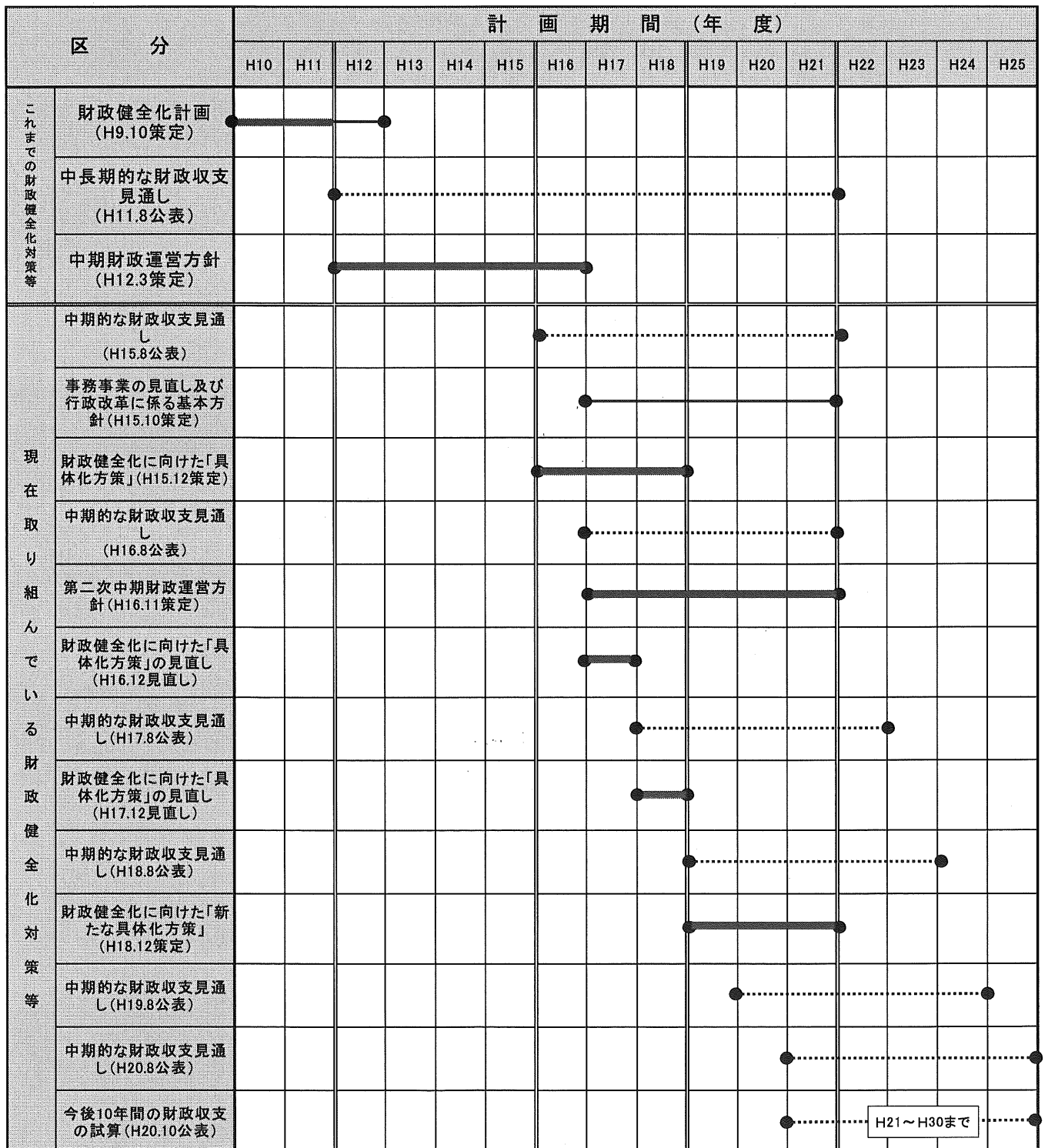
目 次

1 財政健全化に向けた取組	1
2 平成20年度当初予算における取組	2
3 平成21年度以降の財政運営	3
(1) 今後の収支見通し(平成20年8月公表時のもの)	3
(2) 今後の対応	5
(3) 今後10年間の財政収支の試算について(平成20年10月公表時の内容)	6
4 県財政の現状	8
(1) 財政状況	8
(2) 財政状況が悪化した要因	9
(3) 県債残高の増加	10
(4) 基金の減少	10
(5) 財政指標	11
(6) 健全化判断比率	12
(7) 県勢の状況	13
5 これまでの財政健全化の取組(H16~H18)	14
(1) 分権改革推進プログラムと「第二次中期財政運営方針」(H16.11策定時)	14
(2) 財政健全化に向けた「具体化方策」の取組実績(H16~H18)	15
(3) 平成19年度からの取組	17
財政健全化に向けた「新たな具体化方策」《平成18年12月策定時》	17
(参考) 広島県の財政状況 Q&A	18
【Q1】 本県の歳出構造(一般財源ベース)はどのようになっていますか?	18
【Q2】 税収の増減により、財政収支はどうなるのですか?	18
【Q3】 地方交付税、臨時財政対策債は、どのくらい削減されたのですか?	19
【Q4】 プライマリーバランスの推移は、今後はどうなるのですか?	20
【Q5】 基金の現状はどのようになっているのですか?	21
【Q6】 活用が可能な基金はないのですか?	22
【Q7】 財政健全化団体・財政再生団体とは何ですか?	23
【Q8】 財政健全化団体・財政再生団体になればどのような影響があるのですか?	24
☆☆☆ 財政用語一覧☆☆☆	25

1 財政健全化に向けた取組

■ 本県では、中期的な財政運営を検討する手がかりとして、財政収支見通しの試算を公表するとともに、平成9年に「財政健全化計画」、平成12年に「中期財政運営方針」、さらに平成16年に「第二次中期財政運営方針」を策定しました。

また、平成18年12月には、平成15年12月に策定した財政健全化に向けた「具体化方策」に引き続き、平成19年度から21年度までの3カ年を計画期間とする財政健全化に向けた「新たな具体化方策」を策定し、これに沿って計画的かつ着実に財政健全化に取り組んでいるところです。

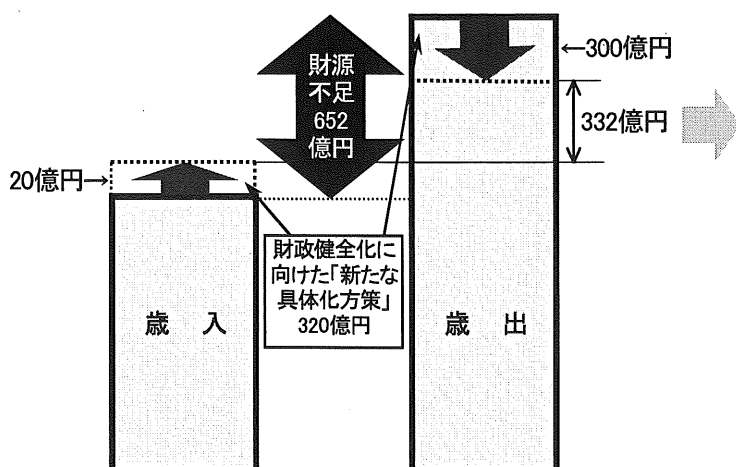


2 平成20年度当初予算における取組

- 平成20年度当初予算では、平成18年12月に策定した財政健全化に向けた「新たな具体化方策」に沿って歳出・歳入を徹底的に見直し、財源不足額を320億円圧縮しました。
- 圧縮後の財源不足332億円については、財源対策を講じています。

(単位：億円)

区 分		H20の取組内容	効果額 (一般財源)
歳	内部努力		169
	人件費の抑制	○職員数の見直し 知事部局・警察本部（警察官を除く）等 260人程度 教育委員会 190人程度 ○給与等抑制措置（月例給及び期末・勤勉手当等のカット 局長・部長級7.5%、課長級5.5%、その他職員3.75%） ○諸手当見直し等	129
	内部管理経費の削減	○事務事業総点検の結果等に基づく削減 ・施設管理水準の見直し・経費抑制等 ・旅費、物品調達方法の見直し等	40
	施策の見直し		131
出	普通建設事業費等の削減	○公共事業の計画的削減 ・補助公共、単独公共（建設）をH18当初に比べ24.5%削減 ・直轄事業負担金、単独公共（維持）をH18当初に比べ12%削減 ○公共事業以外の投資的経費を計画的にH18当初に比べ24.5%削減	80
	事務事業の見直し	○事務事業総点検の結果に基づく削減 ・必要性・有効性・効率性の視点から事業の徹底見直し、情報システム最適化、契約見直し等 ・義務的補助金に準ずる補助金等の見直し	51
歳入	歳入の確保	○収入未済額の縮減等	20
合 計			320



(単位：億円)

区 分	平成20年度
財源不足額(健全化対策後)	332
行政改革推進債等の発行	199
財源調整的基金の取崩	19
公債費の財源対策	56
特定目的基金の活用	58

3 平成21年度以降の財政運営

(1) 今後の収支見通し(平成20年8月公表時のもの)

①名目経済成長率2.1%の場合

- 平成21年度から平成25年度までの財源不足額(財政健全化に向けた「新たな具体化方策」反映前)は、昨年度の試算より若干財源不足額が拡大していますが、概ね600億円台で推移する見込みであり、引き続き、厳しい財政状況が続いています。
- この財源不足額は、主に次の要因によるものです。
 - ① 歳出では、毎年、退職手当が高い水準で推移することや公債費、福祉医療関係費が今後も更に増加していく見込みであること。
 - ② 歳入では、県税が概ね名目経済成長率2.1%で増加すると見込んでいるものの、それに伴う地方交付税の減少などから、歳出全体に対して必要な財源が十分に確保できない見通しであること。
- なお、現在取り組んでいる「新たな具体化方策」による効果額を反映させた場合には、財源不足額は、概ね300億円台から400億円台で推移する見込みです。

(単位:億円)

区 分		19年度 (当初)	20年度 (当初)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
歳入	1 県税・地方譲与税等	4,501	4,391	4,477	4,559	4,634	4,710	4,782
	うち 県税	3,889	3,826	3,570	3,349	3,400	3,450	3,497
	2 地方交付税・地方特例交付金	1,667	1,717	1,710	1,672	1,643	1,622	1,594
	3 国庫支出金	1,234	1,149	1,246	1,238	1,231	1,224	1,218
	4 県債	1,082	1,025	1,211	1,159	1,136	1,108	1,080
入	5 その他	816	870	766	754	744	753	745
	計	9,300	9,152	9,410	9,382	9,388	9,417	9,419
歳出	1 義務的経費	4,912	4,878	4,937	4,919	4,921	4,971	5,002
	うち 人件費	3,171	3,107	3,214	3,189	3,159	3,155	3,160
	給与等	2,856	2,776	2,882	2,857	2,839	2,827	2,815
	退職手当	315	331	332	332	320	328	345
	うち 公債費	1,477	1,491	1,453	1,459	1,490	1,542	1,564
	2 投資的経費	1,718	1,496	1,901	1,856	1,847	1,826	1,787
	3 その他の経費	3,146	3,110	3,224	3,240	3,288	3,312	3,343
うち 福祉医療関係費	646	690	740	780	816	860	902	
うち 税関係の市町交付金等	875	804	843	858	874	890	907	
	計	9,776	9,484	10,062	10,015	10,056	10,109	10,132
財源不足額(歳入-歳出) ①		▲ 476	▲ 332	▲ 652	▲ 633	▲ 668	▲ 692	▲ 713
昨年度の試算結果 ②		-	-	▲ 644	▲ 624	▲ 661	▲ 687	-
昨年度との差 ③ (①-②)		-	-	(▲ 8)	(▲ 9)	(▲ 7)	(▲ 5)	-
(参考)「新たな具体化方策」反映後の財源不足額		-	-	▲ 247	▲ 339	▲ 374	▲ 398	▲ 419

注1) 平成19・20年度は、当初予算編成時点の数値であり、「新たな具体化方策」に沿った財政健全化策を反映させた後のもの。

注2) 平成21年度以降は、「新たな具体化方策」を反映させる前のもの。

注3) 試算において、給与改定は考慮していない。

②【参考】名目経済成長率0.0%の場合

- 平成20年度の我が国の経済成長は鈍化し、景気の下振れリスクも高まっているとの、内閣府の見込みなどもあることから、今後、現在試算した以上により厳しい財政状況となることも予想されます。
- このため、今回は従来の手法による試算に加え、参考として、更に厳しい経済情勢を想定し、税収の伸び等が見込めないものとして試算を行いました。（【参考】名目経済成長率を0.0%と仮定）

- この試算では、平成21年度から平成25年度までの財源不足額（「新たな具体化方策」反映前）が、概ね600億円台後半から700億円台後半で推移するとともに、従来の手法による試算との差が、5年間の累計で153億円に拡大するなど、より厳しい財政状況が見込まれます。

（単位：億円）

区 分	19年度 (当初)	20年度 (当初)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
歳入計	9,300	9,152	9,383	9,329	9,309	9,310	9,281
歳出計	9,776	9,484	10,046	9,982	10,007	10,043	10,045
財源不足額(歳入－歳出) ①	▲ 476	▲ 332	▲ 663	▲ 653	▲ 698	▲ 733	▲ 764
昨年度の試算結果 ②	-	-	▲ 644	▲ 624	▲ 661	▲ 687	-
昨年度との差 ③ (①－②)	-	-	(▲ 19)	(▲ 29)	(▲ 37)	(▲ 46)	-
(参考)「新たな具体化方策」反映後の財源不足額	-	-	▲ 258	▲ 359	▲ 404	▲ 439	▲ 470

注1) 平成19・20年度は、当初予算編成時点の数値であり、「新たな具体化方策」に沿った財政健全化策を反映させた後のもの。

注2) 平成21年度以降は、「新たな具体化方策」を反映させる前のもの。

注3) 試算においては、地方税などを名目経済成長率0.0%で置き換えている。

注4) 試算において、給与改定は考慮していない。

(2) 今後の対応

- 名目経済成長率 2.1%の試算の場合においても、昨年度の試算より厳しい状況で見込んでおりますが、今後、次のような要因により、財源不足額が拡大する懸念があります。
 - ① 原油価格の一段の高騰、原材料コストの上昇、米国経済の減速、円高等による国内経済への影響が引き続き懸念されており、今後の税収動向等によっては、更に厳しい状況となることも予想されること。
 - ② 国の歳出・歳入一体改革等により、地方交付税についても、今後も、これまで以上に削減される懸念があること。

- 今回は、名目経済成長率を 0.0%と仮定した厳しい試算も行っておりますが、このように一層厳しい経済状況となる場合なども念頭において、今後の財政運営を進めていく必要があります。

- このため、まずは、現在策定している「新たな具体化方策」に沿って、あらゆる手段を通じて、歳出・歳入の徹底した見直しを行うなどの、財政健全化の取組を着実に実施するとともに、今後の経済状況や国の歳出・歳入一体改革の動向なども十分に見極めつつ、計画的かつ着実に財政健全化の取組を進めていきます。

- あわせて、現行の地方財政制度は、歳入・歳出の両面にわたり国の強い関与があり、県としての努力だけでは、財政健全化を達成することが困難であることから、引き続き、地方税財源の充実強化や十分な地方交付税の総額の確保などについても、国に強く働きかけていきます。

(3) 今後10年間の財政収支の試算について（平成20年10月公表時の内容）

- 依然として財源不足額の増嵩が見込まれる中で、今後の財源不足額の動向などが、現行の5年間の財政収支見通しだけでは十分に提示しきれていないため、今回、平成30年度までの10年間の試算を実施した。

【試算のポイント】

- 今後、数年間は財源不足額は増加していくものの、これまで財政健全化に向け、人件費の抑制や投資的経費の削減などに計画的に取り組んできたこと、公債費などが減少に転じることなどから、平成27年度には財源不足額はピークを迎え、その後減少していくことが見込まれる。
- また、「具体化方策」反映後の財源不足額は、ピーク時において463億円にまで縮減されるなど、財政健全化の取組の効果がみられる。

1 試算の前提条件

- 現在の地方財政制度などを前提としているが、今後の税収動向や国の動き等、不透明な部分も相当あるため、現段階での情報等を活用して機械的に試算
- 平成25年度までは8月に公表した財政収支見通しと同じ内容、平成26年度以降も名目経済成長率2.1%の経済指標などを参考に試算
- 県税、人件費、公債費、福祉医療関係費などは個別に試算、県債、投資的経費などは平成25年度と同額

2 試算の概要

名目経済成長率2.1%の場合

(単位:億円)

区 分	19年度 (当初)	20年度 (当初)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歳 入	9,300	9,152	9,410	9,382	9,388	9,417	9,419	9,469	9,501	9,563	9,614	9,659
うち県税	3,889	3,826	3,570	3,349	3,400	3,450	3,497	3,549	3,604	3,661	3,719	3,779
うち地方交付税・地方特例交付金	1,667	1,717	1,710	1,672	1,643	1,622	1,594	1,566	1,516	1,494	1,459	1,416
うち県債	1,082	1,025	1,211	1,159	1,136	1,108	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
歳 出	9,776	9,484	10,062	10,015	10,056	10,109	10,132	10,205	10,258	10,304	10,328	10,356
うち人件費	3,171	3,107	3,214	3,189	3,159	3,155	3,160	3,146	3,156	3,135	3,119	3,108
給与等	2,856	2,776	2,882	2,857	2,839	2,827	2,815	2,804	2,795	2,784	2,781	2,777
退職手当	315	331	332	332	320	328	345	342	361	351	338	331
うち公債費	1,477	1,491	1,453	1,459	1,490	1,542	1,564	1,601	1,585	1,578	1,539	1,493
うち投資的経費	1,718	1,496	1,901	1,856	1,847	1,826	1,787	1,787	1,787	1,787	1,787	1,787
うち福祉医療関係費	646	690	740	780	816	860	902	937	979	1,034	1,095	1,162
財源不足額(歳入-歳出)	▲ 476	▲ 332	▲ 652	▲ 633	▲ 668	▲ 692	▲ 713	▲ 736	▲ 757	▲ 741	▲ 714	▲ 697
(参考)「具体化方策」反映後の財源不足額	▲ 476	▲ 332	▲ 247	▲ 339	▲ 374	▲ 398	▲ 419	▲ 442	▲ 463	▲ 447	▲ 420	▲ 403

注1) 平成19・20年度は、当初予算編成時点の数値であり、「具体化方策」に沿った財政健全化策を反映させた後のもの。

注2) 平成21年度以降は、「具体化方策」を反映させる前のもの。

注3) 試算において、給与改定は考慮していない。

- 人件費：今後も 3,000 億円規模で推移するものの、全体としては遞減傾向が続く。
- うち退職手当：今後も大量の退職者が見込まれることから 300 億円規模で推移し、平成 27 年度にピークを迎え、その後は減少傾向（ピーク時 361 億円）
- 公債費：これまでの数次にわたる経済対策により発行した県債の償還などにより、引き続き増加傾向が続くものの、投資的経費を計画的に抑制してきたことなどにより、平成 26 年度にピークを迎え、その後は減少傾向（ピーク時 1,601 億円）
- 福祉医療関係費：高齢化の進展などにより年々増加が見込まれる。

【参考】名目経済成長率 0.0% の場合

(単位: 億円)

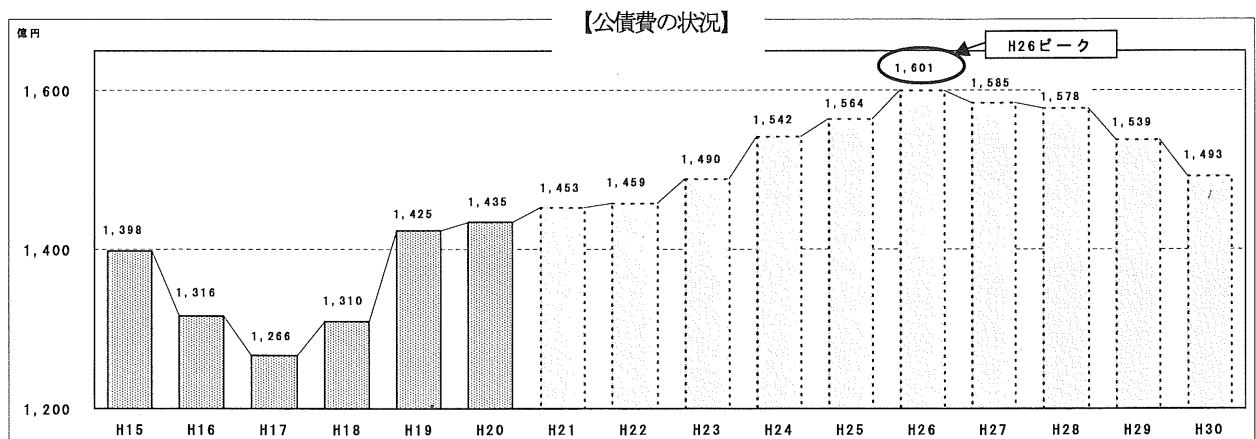
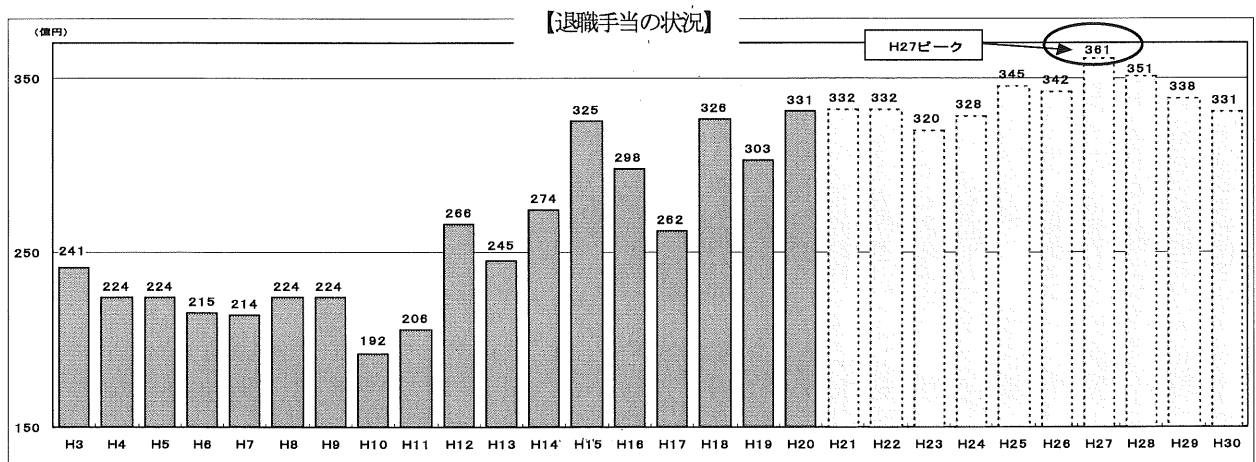
区 分	19年度 (当初)	20年度 (当初)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歳入計	9,300	9,152	9,383	9,329	9,309	9,310	9,281	9,301	9,302	9,332	9,350	9,362
歳出計	9,776	9,484	10,046	9,982	10,007	10,043	10,045	10,103	10,138	10,165	10,170	10,179
財源不足額(歳入-歳出)	▲ 476	▲ 332	▲ 663	▲ 653	▲ 698	▲ 733	▲ 764	▲ 802	▲ 836	▲ 833	▲ 820	▲ 817
(参考)「具体化方策」反映後の財源不足額	▲ 476	▲ 332	▲ 258	▲ 359	▲ 404	▲ 439	▲ 470	▲ 508	▲ 542	▲ 539	▲ 526	▲ 523

注1) 平成19・20年度は、当初予算編成時点の数値であり、「具体化方策」に沿った財政健全化策を反映させた後のもの。
 注2) 平成21年度以降は、「具体化方策」を反映させる前のもの。
 注3) 試算においては、地方税などを名目経済成長率0.0%で置き換えている。
 注4) 試算において、給与改定は考慮していない。

➤ 平成30年度までの財源不足額は、名目経済成長率2.1%の場合と比較して一層拡大し、ピーク時の平成27年度には836億円にまで増加する。

3 主な歳出の推移と将来推計 (抜粋)

※平成19年度までは決算額、平成20年度は当初予算額、平成21年度以降は推計値



4 県財政の現状

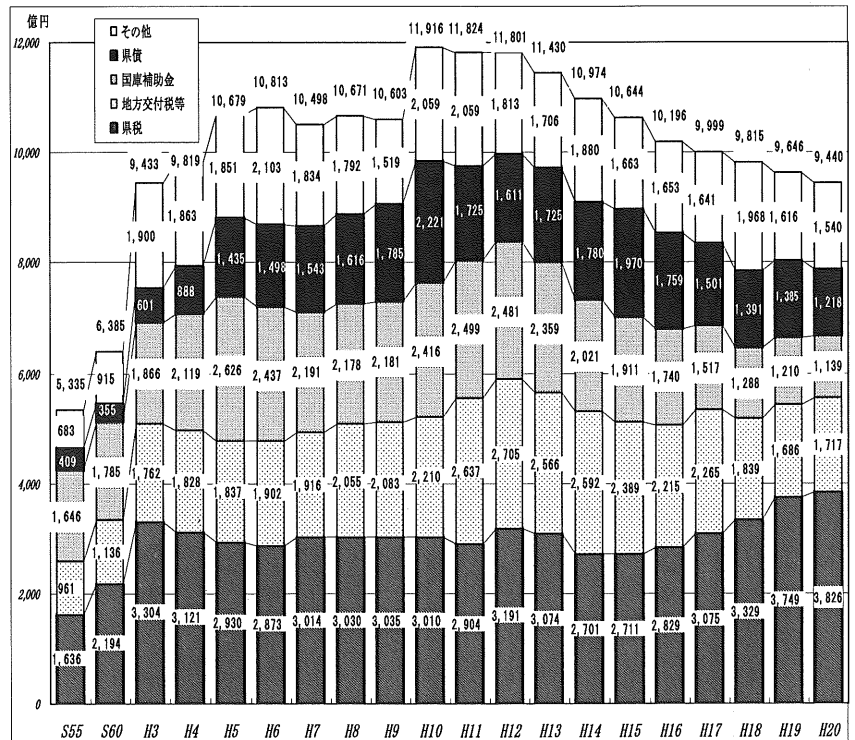
(1) 財政状況

■ 本県では、これまで財政健全化に向けた取組を計画的に進めてきましたが、三位一体改革の影響や公債費等の義務的経費の増加などにより、依然として、多額の財源不足額が見込まれる危機的な状況が続いています。

歳入

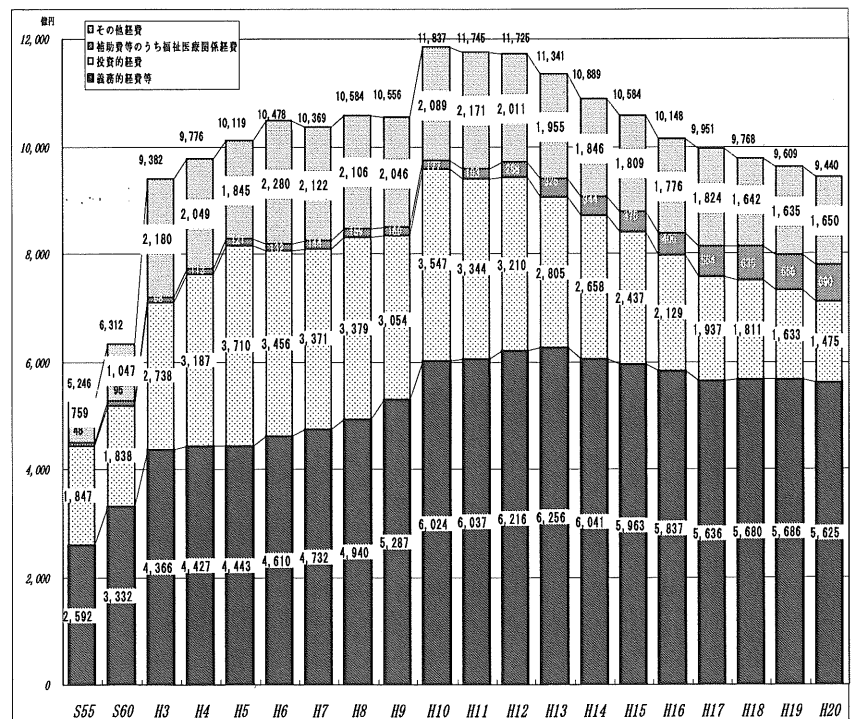
※以下各表の数値は、特段の注記がない場合、一般会計ベースでH19以前は決算額、H20は9月補正後予算額を示す。

- 県税は、景気低迷、恒久的減税の実施等により、H14は2,701億円まで低下
近年は、三位一体改革に伴う税源移譲等の影響もあり、H20は3,826億円まで増加、ピークのH3決算(3,304億円)を超える水準であるが、法人関係税の伸び悩みも見込まれ、今後の税収動向の注視が必要
- 地方交付税は、H16の三位一体改革により大幅削減となり、H17以降も税収増等により3年連続で減少
H20は、地方再生対策費の創設等により前年度より増加
- 国庫補助金は、H4以降、数次にわたる経済対策のため大幅に増加
近年は、三位一体改革による国庫補助負担金の一般財源化や投資的経費の計画的抑制などに伴い大きく減少
- 県債は、H4以降、経済対策等により、大幅に増加
H11以降、公共事業の段階的縮減等の財政健全化により、通常債を抑制



歳出

- 義務的経費等は、近年は横ばい傾向にあるが、公債費や税交付金等の増加により、H9以前の水準に比べ大幅に増加
- 投資的経費は、H4からH12にかけて、アジア大会、国体、経済対策等により、3,000億円を上回る規模で推移
近年は、財政健全化の取組により、投資規模を縮減しており、H20は、S50年代前半の水準まで低下
- 福祉医療関係費やその他経費は、事業見直し等の財政健全化の取組を実施しているが、福祉医療関係費などの増加により、近年は概ね2,100~2,300億円程度で推移



(2) 財政状況が悪化した要因

■ 本県財政は、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落込み、また、数次にわたる経済対策などにより普通建設事業費が高水準で推移したことや、財源不足の補てんのために増発した県債の償還費の急増、福祉医療関係費の増加等の義務的経費の増などにより、多額の財源不足が発生する財政構造となっています。

なお、近年は三位一体改革に伴う税源移譲や法人関係税等の影響もあり、県税収入全体では増加が見込まれますが、それに伴い地方交付税等が減少傾向にあります。

● 財政悪化の要因

① 景気に左右されやすい税収構造

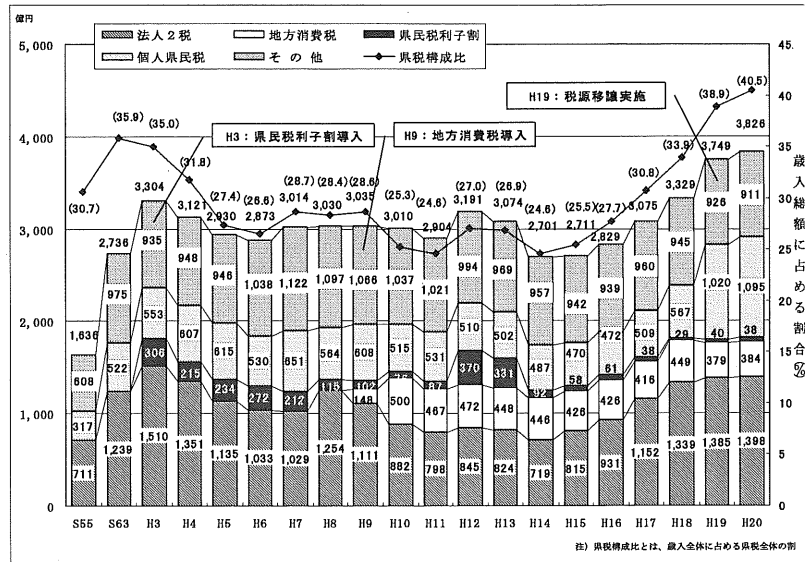
税収全体：H20 3,826 億円

～過去の決算と比べると、税源移譲等の影響もあり、平成3年度(3,304億円)を超える水準

・法人2税：H20 1,398 億円

～過去の決算額と比べると、平成4年度(1,351億円)とほぼ同水準

～ここ数年は、企業業績の改善により、増加傾向にあったが、平成20年度は企業収益の伸び悩み等が見込まれるため、今後の動向を注視していくことが必要



② 大幅な削減が困難な義務的経費等の増加

義務的経費等全体：H20 5,625 億円

～H3(4,366億円)に比べ+29%、+1,259億円

歳出構成比：H20 59.6%

～最小のH5(43.9%)に比べ+15.7ポイント

【公債費の急激な増加】

・公債費：H20 1,435 億円

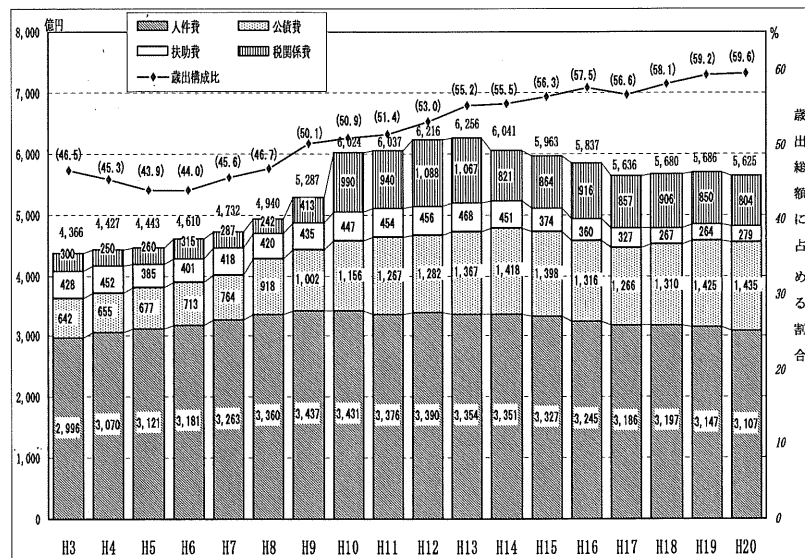
～H3(642億円)に比べ+124%、+793億円

・人件費：H20 3,107 億円

～H3(2,996億円)に比べ+4%、+111億円

・税交付金等：H20 804 億円

～H3(300億円)に比べ+168%、+504億円



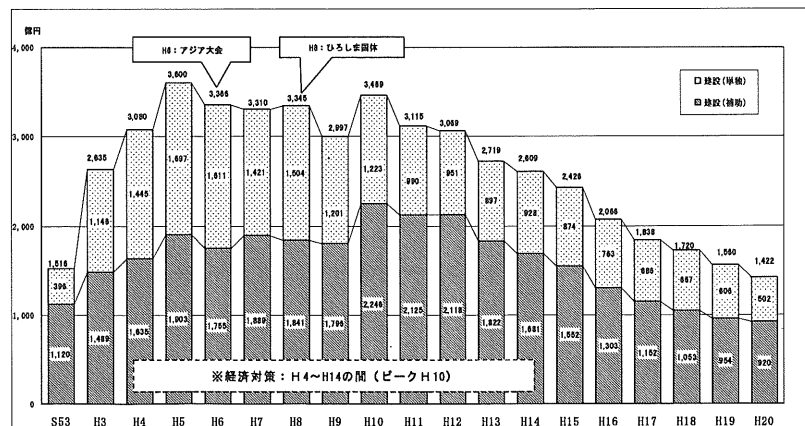
③ 普通建設事業の高水準での推移 (H4~12)

普通建設事業全体：H20 1,422 億円

～財政健全化等により10年連続マイナス、S50年代前半の水準まで低下、H4~H12は、アジア大会、国体、経済対策等により、概ね3,000億円を上回る規模で推移

・単独事業：H20 502 億円

～ピークのH5(1,697億円)の1/3以下



(3) 県債残高の増加

■ 県債発行額

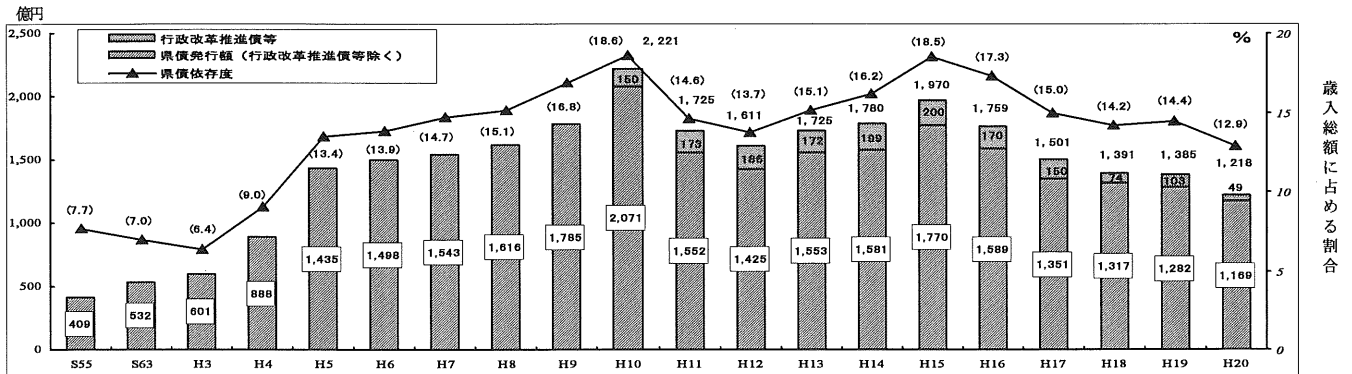
平成4～5年度以降、アジア大会、国体、経済対策等に伴う事業費が増加したため、県債発行額が急増しました。

ピークの平成10年度は発行額2,221億円、県債依存度（歳入総額に占める県債の割合）が18.6%となりましたが、近年は、財政健全化のため、通常債（特例法等に基づく特例債を除くもの）の発行を抑制しています。

しかし、特例債（交付税の振替の臨時財政対策債、財源不足補てんのための行政改革推進債など）が増加しているため、発行額はなお高水準で推移しています。

・ 県債発行額：H20（9月補正後）1,218億円
～ H3（601億円）の約2.0倍、617億円増加

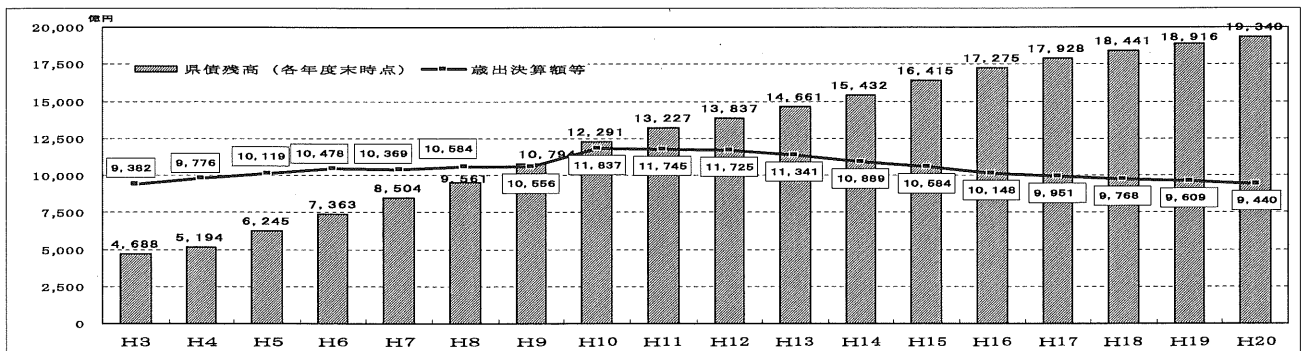
・ 県債依存度：H20（9月補正後）12.9%
～ 最小のH3（6.4%）に比べ+6.5ポイント増加



■ 県債残高

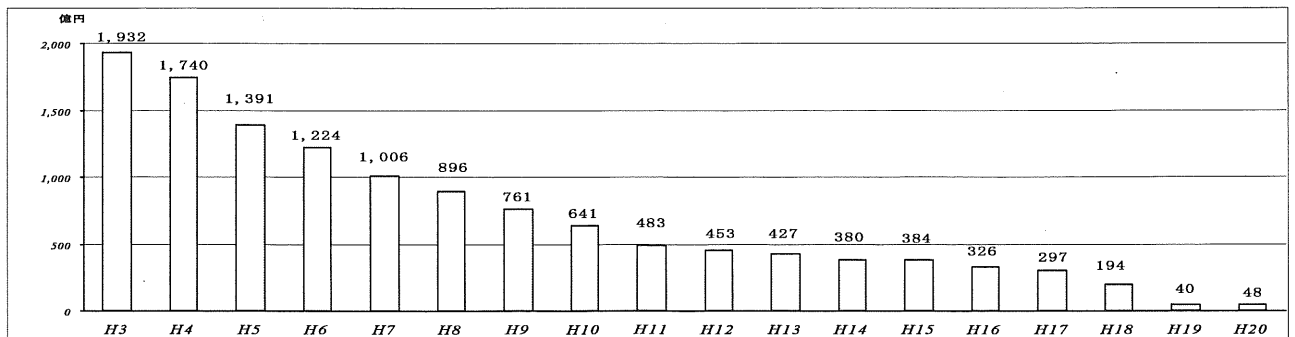
平成4～5年度以降の県債の大量発行、縁故資金の償還方法の変更（10年償還 → 20～30年償還）、財源不足を補うための行政改革推進債等の増発などにより、県債残高は大幅に増加しています。

・ 県債残高：H20年（9月補正後）1兆9,340億円～H3（4,688億円）の約4倍、1兆4,652億円増加 H20末の県債残高は、9月補正後予算9,440の約2倍



(4) 基金の減少

■ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、本県では財政調整基金と減債基金の2基金を言います。ピークの平成3年度末には、1,932億円ありましたが、平成20年度9月補正後予算では48億円程度まで減少しています。

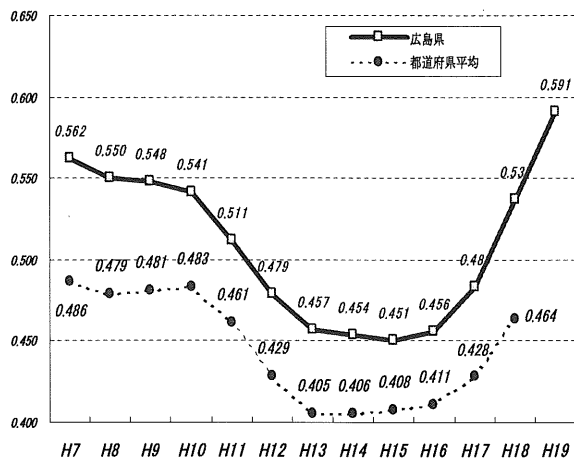


(5) 財政指標

- 近年、財政指標は、これまでの財政健全化の取組み、また、三位一体改革に伴う国庫補助負担金改革や税源移譲による他律的な要因などにより、数値的には改善傾向が見える財政指標もありますが、一方で、地方交付税等の大幅な削減や、今後、公債費の増高が見込まれるなど、実質的には、依然厳しい財政状況が続いています。

財政力指数

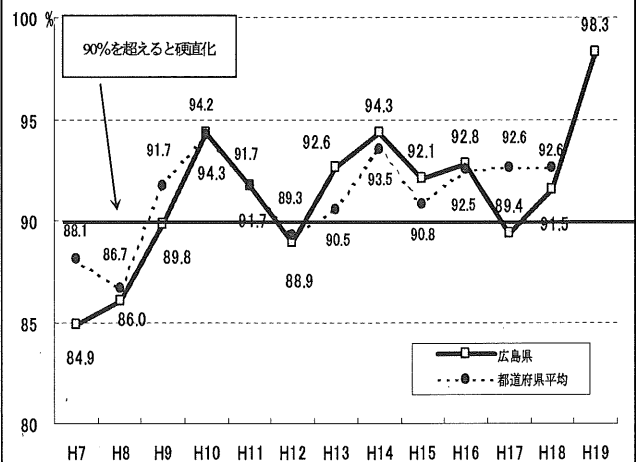
基本的な財政需要に対する地方税などの収入の割合で、団体の財政力の強弱を示す指標です。指数が高いほど自ら調達できる財源が多く、財政の自主性、自由度が高くなります。



経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する代表的な指標です。人件費や公債費など義務的なものに充てる一般財源が、県税や地方交付税など法令等により経常的に収入に占める割合のことです。数値が低いほど弾力的で自由に使える財源があることとなります。

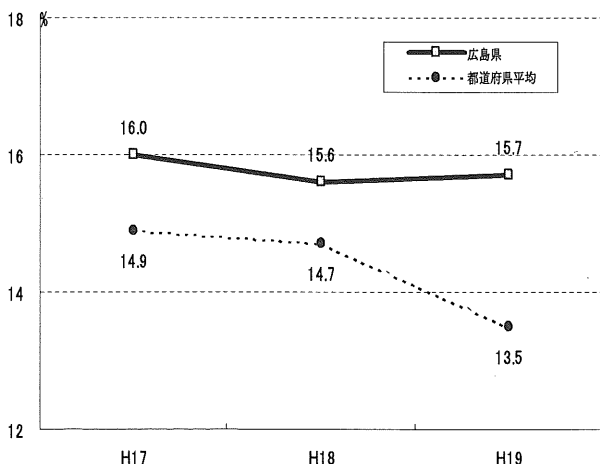
- 広島県は、H9までは全国平均に比べ低い割合でしたが、H10以降、平均以上となることが多くなっています。



実質公債費比率

税収や地方交付税収入などに対して、起債の元利償還金の実質的負担額が占める比率で、この指標が高いほど、財政構造の硬直度高いことを示します。(平成18年度から新たに導入された指標) 実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に国の許可が必要となります。

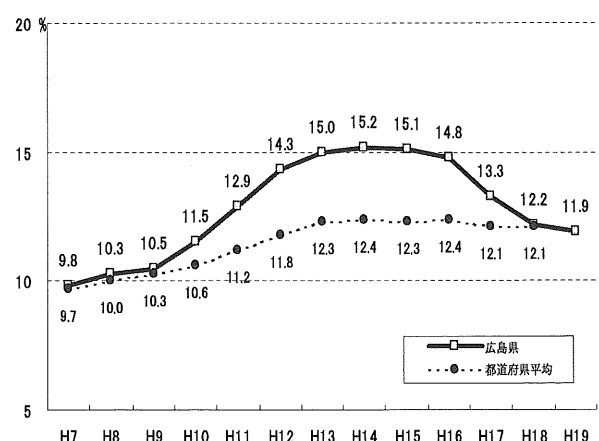
- 広島県は、全国平均より高い水準にあり、厳しい財政状況が続いています。



起債制限比率

公債費による財政負担の度合いを示す指標で、20%を超えると補助事業など限られた事業しか起債できませんでした。(H17まで。H18からは起債の協議制移行に伴い、「実質公債費比率」が新たな指標として導入)

- 広島県は、H10から急速に上昇し、全国平均を上回って推移しています。



※実質公債費比率の全国平均は総務省の速報値による。その他の全国平均は現時点では総務省から公表されていないため記載していない。

(6) 健全化判断比率

- 本年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率等の公表が義務付けられました。

平成19年度決算に基づく本県の健全化判断比率の算定結果は、いずれの指標も財政健全化計画の策定が必要となる早期健全化基準を下回っています。

しかしながら、今後も公債費や福祉医療関係費の増加が見込まれるなど、依然として、本県財政は厳しい状況が続いており、今後も、計画的かつ着実に財政健全化の取組を進めていく必要があります。

本県の状況

広島県の健全化判断比率の状況

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成19年度 健全化判断比率	—	—	15.7%	258.3%
(早期健全化基準)	(3.75%)	(8.75%)	(25.0%)	(400.0%)
(財政再生基準)	(5.0%)	(25.0%)	(35.0%)	—

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

全国の状況

- 本県の実質公債費比率(15.7%)、将来負担比率(258.3%)は、それぞれ高い方から、全国16位、全国14位となっており、両比率とも全国平均を上回っています。

実質公債費比率

順位	都道府県	比率	順位	都道府県	比率
1	北海道	21.7	25	栃木	13.7
2	兵庫	20.2	26	福岡	13.7
3	鳥根	17.8	27	埼玉	13.3
4	徳島	17.6	28	滋賀	12.9
5	長野	17.3	29	千葉	12.6
6	富山	16.7	30	三重	12.6
7	高知	16.7	31	山梨	12.4
8	宮城	16.6	32	奈良	12.3
9	大阪	16.6	33	熊本	12.3
10	愛媛	16.2	34	宮崎	12.3
11	岐阜	16.1	35	鳥取	12.0
12	岡山	16.1	36	山口	12.0
13	新潟	16.0	37	福島	11.9
14	佐賀	16.0	38	大分	11.9
15	青森	15.8	39	静岡	11.6
16	広島	15.7	40	沖縄	11.4
17	岩手	15.3	41	愛知	11.3
18	山形	15.3	42	京都	10.9
19	香川	14.9	43	長崎	10.2
20	茨城	14.7	44	和歌山	10.0
21	鹿児島	14.7	45	群馬	9.9
22	秋田	14.6	46	神奈川	9.2
23	福井	14.3	47	東京	8.7
24	石川	13.8	加重平均		13.5

将来負担比率

順位	都道府県	比率	順位	都道府県	比率
1	兵庫	361.7	25	青森	235.7
2	北海道	335.6	26	愛知	233.0
3	岩手	307.7	27	福井	232.8
4	大阪	290.0	28	山口	228.9
5	茨城	289.9	29	鳥根	227.9
6	宮城	283.5	30	熊本	226.2
7	徳島	278.3	31	長野	220.4
8	新潟	276.6	32	千葉	216.4
9	山形	276.3	33	和歌山	212.4
10	富山	276.0	34	大分	212.4
11	石川	273.6	35	宮崎	212.3
12	鹿児島	269.6	36	神奈川	209.9
13	秋田	265.9	37	愛媛	206.9
14	広島	258.3	38	福島	205.3
15	岡山	253.0	39	群馬	202.2
16	滋賀	250.8	40	高知	194.8
17	山梨	248.8	41	長崎	193.5
18	静岡	247.3	42	三重	185.9
19	岐阜	247.2	43	栃木	166.5
20	奈良	247.1	44	佐賀	163.5
21	福岡	243.8	45	鳥取	151.3
22	香川	240.2	46	沖縄	132.2
23	京都	238.9	47	東京	82.9
24	埼玉	238.0	加重平均		222.3

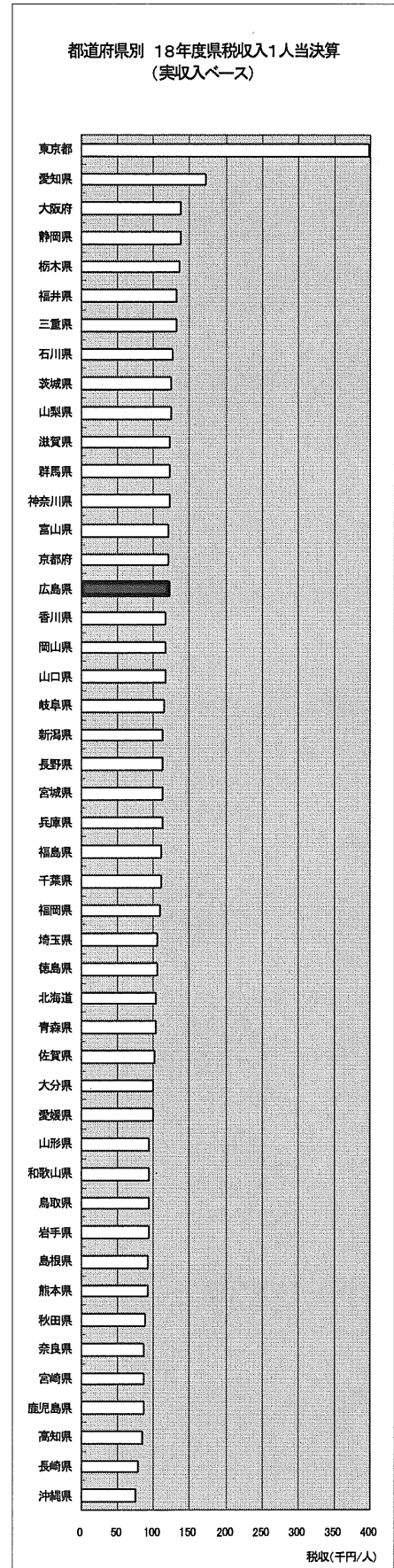
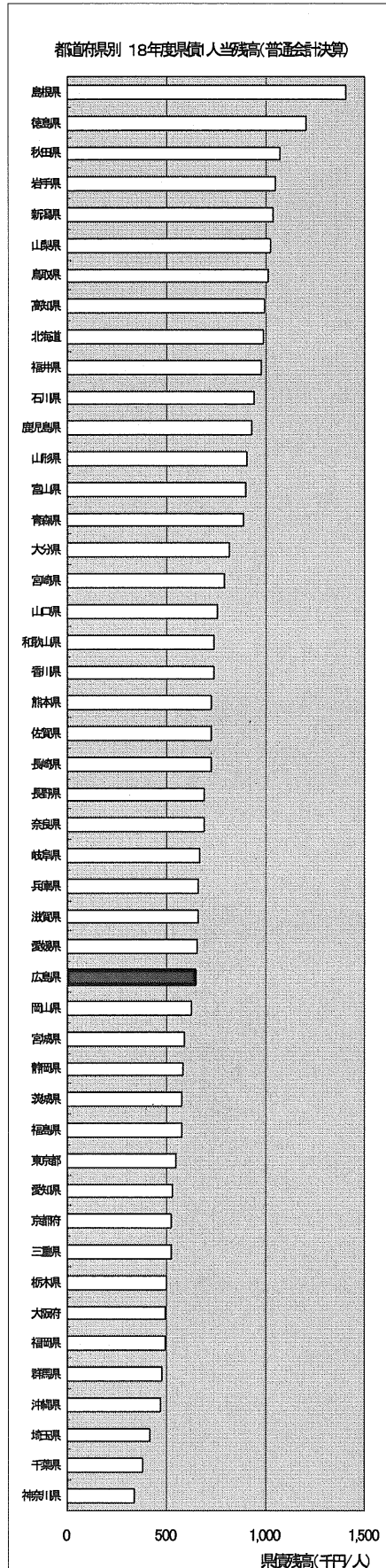
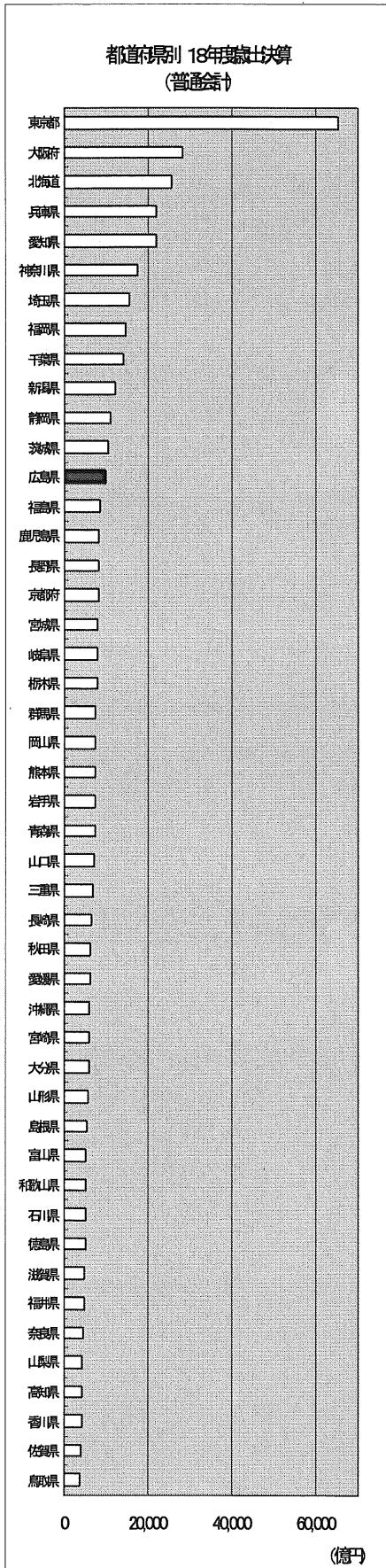
※ 実質赤字比率：大阪府のみ該当(0.02%)

※ 連結実質赤字比率：都道府県では該当なし

(7) 県勢の状況

■ 本県のH18年度普通会計歳出決算額（9,442億円）は、全国順位で13位です。

また、一人当たりの県債残高（約64万円）と県税収入（約12万円）の状況は、次のとおりです。



5 これまでの財政健全化の取組（H16～H18）

（1）分権改革推進プログラムと「第二次中期財政運営方針」（H16.11 策定時）

- 国の分権改革の進展や市町村合併による基礎自治体の規模・能力の拡大を視野に、これからの国、県、基礎自治体の役割分担や県からの基礎自治体への事務・権限移譲の推進、地方分権時代に対応した県の事務事業や組織の見直し、並びに将来の都道府県再編を見据えた県のあり方などについて検討を行い、平成16年11月に「分権改革推進プログラム」が策定されました。
- 「分権改革推進プログラム」は、「分権改革推進計画」、「第二次行政システム改革推進計画」、「第二次中期財政運営方針」の3計画の総称で、財政改革の基本的な方向性を明らかにした「第二次中期財政運営方針」の概要は、次のとおりです。

第二次中期財政運営方針の概要

① 目的

- ・ 短期的には、予算編成を可能とし、財政再建準用団体となるおそれを回避する。
- ・ 中期的には、持続可能な財政構造の確立を目指す。
- ・ 長期的には、財政の弾力性の回復を実現する。

② 期間

- ・ 平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする。ただし、緊急に取り組むべきものは、平成16年度から実施する。
- ・ 平成16年度から平成18年度まで3年間を「集中対策期間」と位置づけ、重点的な取組みを実施する。
- ・ 平成19年度以降の対策は、経済情勢、三位一体改革の動向等を踏まえて、平成18年度に見直す。

③ 目標

- ・ 次の2点を財政健全化の基本目標とするが、三位一体改革や今後の経済情勢等の動向を踏まえ、的確に対応する必要があることから、具体的な数値目標は別途設定する。

◎ 財源不足の早期解消

◎ プライマリーバランスの早期黒字化

④ 財政健全化方策

- ・ 歳出では、人件費の抑制、内部管理経費の削減など内部努力の徹底から、普通建設事業、事務事業などの施策の見直しまで、すべての分野における抜本的な歳出削減を計画的かつ着実に実施する。

◎ 内部努力の徹底

人件費の抑制（職員総定数の削減、給与の見直し）

内部管理経費の削減（施設管理経費、事務経費の削減）

◎ 施策の見直し

普通建設事業等の削減（公共事業、公共事業以外の投資的経費の計画的削減）

事務事業の見直し（補助金の抑制・削減、その他一般事業の削減）

- ・ 歳入では、県税収入、財産収入など、徹底した歳入確保に努めるとともに、適正な資金確保対策を講じる。

◎ 歳入の確保（県税収入の確保、受益者負担の適正化、財産収入の確保等）

◎ 資金確保対策等（基金の活用、県債の活用、公債費の平準化等）

- ・ これらの取組みと並行して、施策の選択と集中のさらなる徹底により、活力ある「元気な広島県」の実現につながる施策・事業に必要な財源の確保に努める。

(2) 財政健全化に向けた「具体化方策」の取組実績 (H16~H18)

- 平成18年度当初予算では、平成17年12月に見直した財政健全化に向けた「具体化方策」に基づき着実に歳出削減等に取り組み、財源不足額を平成18年度の目標どおり393億円圧縮しました。

〔財源不足と財政健全化の目標〕

(単位：億円)

区 分	18年度
健全化対策前の財源不足額 (H17.8推計)	△840
財政健全化の目標額 (財源不足額の圧縮)	393
財源補てん (行政改革推進債の発行) ※ 17年度までは財政健全化債 (財源調整的基金の取崩し) (新たな財源対策)	447 (120) (207) (120)

〔平成18年度当初予算までの取組状況〕

(単位：億円)

区 分	平成18年度当初予算までの取組内容	H18 効果額 (一般財源)
1 内部努力の徹底		186
(1) 人件費の抑制	<p>① 職員数の削減 効果額5.0億円</p> <p>■職員数の削減実績 (H16~H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事部局等 △579人 ～ 削減率 △7.7% (15年度職員数 7,568人) ・ 教育委員会 △975人 ～ 削減率 △4.4% (15年度職員数 22,244人) ・ 警察本部 (警察官を除く) △34人 ～ 削減率 △6.0% (15年度職員数 568人) <p>② 給与の見直し</p> <p>■給与・報酬等カット (H16) 効果額5.1億円</p> <p style="text-align: center;">※ただし、昇給延伸復元 △3.7億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職等給料及び議員報酬カット (知事・議長 15%、副議長・議員・副知事・出納長 12.5%、教育長・代表監査委員・指定職 10%) ・ 一般職給料カット (部長・総室長級 7%、室長級 5%、その他の職員 3%) ・ 管理職手当カット <p>■給料月額引下げ (H15改定) 効果額5.2億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額：平均1.1%引下げ ・ 期末手当支給月数：0.25月削減 <hr/> <p>■給料月額引下げ等 (H17改定) 効果額3億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額：平均0.3%引下げ等 <p>■退職時特別昇給廃止 (H16~H17) 効果額5億円</p>	124

(単位：億円)

区 分	平成18年度当初予算までの取組内容	H18 効果額 (一般財源)
	① 施設管理経費の削減 (H15 比△25%) <u>効果額 3.8億円</u> ■光熱水費、通信費等の節減、清掃管理委託、設備保守委託内容の見直し、利用率の向上など ■公の施設は、指定管理者制度の導入に向け、管理運営方法の見直し、管理委託費の縮減 ② 事務経費の削減 (H15 比△40%) <u>効果額 2.4億円</u> ■最小のコストで最大の行政サービスを提供するため、事務経費の一層の節減、事務手続きの簡素効率化、業務執行方法の改善、旅費制度の見直しなど	6.2
2 施策の見直し		17.7
(1) 普通建設事業費等の削減	① 公共事業の計画的削減 <u>効果額 6.5億円</u> ■選択と集中による投資の重点化、県債発行の抑制 ・補助公共：一般財源ベースで15年度に比べ △20% ・単独公共（建設）： " △20% ・単独公共（維持）： " △10% ・直轄事業負担金： " △10% ■「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき、さらなるコスト縮減の取組み ② 公共事業以外の投資的経費の計画的削減、事業の平準化 <u>効果額 5.7億円</u> ■公共事業と同様に、投資の重点化、県債発行の抑制等を行うとともに、事業費の平準化・進捗調整 ・県立学校施設整備、社会福祉施設整備費等の抑制 ・県庁舎整備推進事業の進捗調整	12.2
(2) 事務事業の見直し	① 補助金の抑制・削減 <u>効果額 5億円</u> ■義務的補助金に準ずる大規模補助金の抑制 ・私学振興補助金、老人医療費（県制度）、小規模事業経営支援事業費補助金等 ② その他補助、一般事業の削減 <u>効果額 5.0億円</u> (H15 比△30%) ■社会経済情勢の変化等を踏まえ、行政と民間、国・県・市町の役割分担、費用対効果、緊急性等を勘案し、すべての事業についてゼロベースから見直し	5.5
3 歳入の確保	① 県税等の収入未済額の縮減 <u>効果額 7億円</u> ② 使用料・手数料の見直し <u>効果額 1億円</u> ③ 財産売却収入の確保 <u>効果額 1.4億円</u> ④ 貸付金の回収 <u>効果額 8億円</u>	30
合 計		39.3

(3) 平成19年度からの取組

財政健全化に向けた「新たな具体化方策」《平成18年12月策定時》

- 平成19年度から平成21年度までの間に、390億円程度の財源不足の圧縮を行う。
- この間、施策の選択と集中の更なる徹底により、「元気挑戦プラン」の実施計画に必要な財源を確保する。
- なお、国の「歳出・歳入一体改革」等の影響がある場合には、内容を見直す。

(単位：億円)

区 分		H19~21の基本方針	平成21年度 目標効果額 (一般財源)
歳	内部努力		180
	人件費の抑制	○職員数の見直し ・H21までに1,700人を上回る削減 知事部局・警察本部(警察官を除く)等 770人程度 教育委員会 960人程度 ○給与等抑制措置 ○諸手当見直し等	139
	内部管理経費の削減	○事務事業総点検の結果等に基づく削減 ・施設管理水準の見直し・経費抑制等 ・旅費、物品調達方法の見直し等	41
	施策の見直し		180
出	普通建設事業費等の削減	○公共事業の計画的削減 ・補助公共をH18当初に比べ35%削減 ・単独公共(建設)をH18当初に比べ35%削減 ・単独公共(維持)をH18当初に比べ17.5%削減 ・直轄事業負担金をH18当初に比べ17.5%削減 ○公共事業以外の投資的経費を計画的にH18当初に比べ35%削減	116
	事務事業の見直し	○事務事業総点検の結果に基づく削減 ・必要性・有効性・効率性の観点から事業の徹底見直し、情報システム最適化、契約見直し等 ・義務的補助金に準ずる補助金等の見直し	64
歳入	歳入の確保	○収入未済額の縮減、財産売却収入の確保等	30
合 計			390

< 参 考 >

〈財政収支見通し〉

(単位：億円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
1. 財源不足額		▲ 632	▲ 639	▲ 635
2. 財政健全化対策		211	299	390
3. 財源対策(従来分)	① 行政改革推進債・退職手当債等	283	255	234
	② 財源調整的基金の取崩し	133	0	5
4. 臨時的な財源対策	① 特定目的基金のさらなる活用	5	85	6
5. 差 引		0	0	0

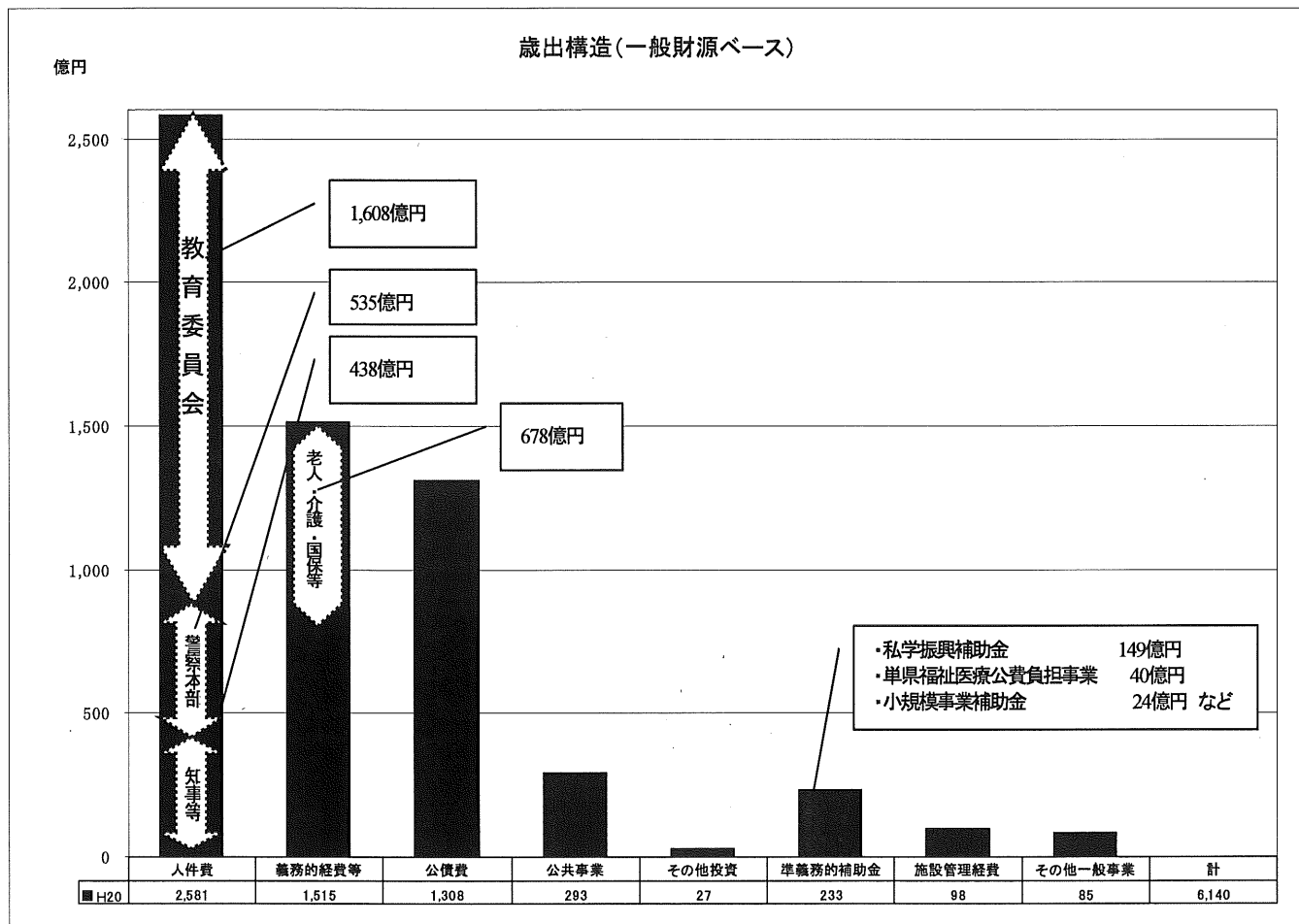
〈指 標〉

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
6. 基金残高(H18末：190億円)	57	57	52

(参考) 広島県の財政状況 Q&A

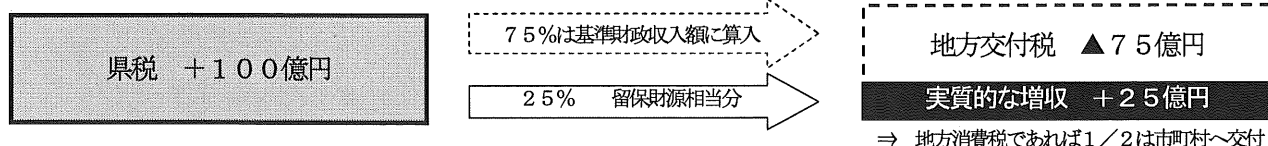
【Q1】 本県の歳出構造（一般財源ベース）はどのようになっていますか？

- 平成20年度当初予算での、歳出の経費区分別内訳（一般財源ベース）は、人件費、義務的経費等及び公債費で全体の88.0%を占めており、財政の硬直化が進んでいます。（※H2決算時65.7%）



【Q2】 税収の増減により、財政収支はどうなるのですか？

- 仮に、県税が100億円増加した場合、地方交付税の基準財政収入額に75%がカウントされ、交付税が75億円減少するため、実質的には、留保財源である25%相当の25億円しか増収にならない仕組みとなっています。
- また、地方消費税、自動車取得税、利子割などの税が増加した場合は、歳出（市町村への税交付金）が増加するため、実収入はさらに少なくなります。



【Q3】 地方交付税、臨時財政対策債は、どのくらい削減されたのですか？

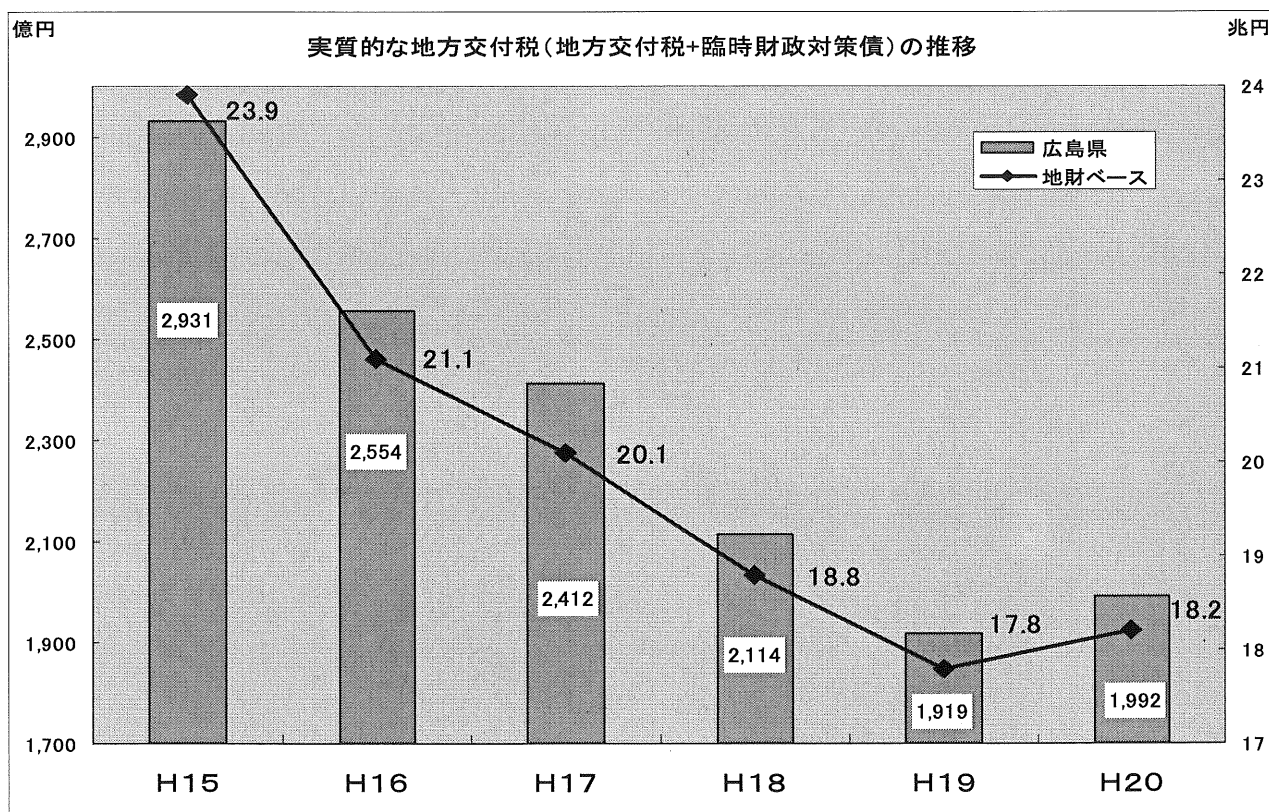
■ 平成16年度から18年度に行われた3年間の三位一体改革期間中に、地方交付税及び臨時財政対策債の合計（実質的な交付税）が削減され、全国では△5.1兆円、本県分は△817億円（※H15決算とH18決算との比較（H18当初予算との比較では△834億円）の大幅減となりました。

また、平成19年度決算まで含めると、本県分は△1,012億円もの減額となっています。

なお、平成20年度当初予算においては、地方再生対策費の増等により、前年度より増加となっています。

■ 実質的な交付税の削減は、県税収入の増加または地方財政計画で算定される行政需要の減少により行われるため、理論上は交付税が削減されても財政運営には影響がない仕組みとなっています。

■ しかしながら、平成16年度に三位一体改革により、県税収入や行政需要とはあまり関係なく、本県の実質的な交付税が大幅に削減され、以降、財政運営に大きな支障をもたらしています。



【Q4】 プライマリーバランスの推移は。今後はどうなるのですか？

■ プライマリーバランスの定義

○ 広島県の定義

※ プライマリーバランス：元金償還額と県債発行額（臨時財政対策債などを除く）とのバランス

黒字：元金償還額 > 県債発行額 ⇒ 県債残高が減少

赤字：元金償還額 < 県債発行額 ⇒ 県債残高が増加

○ 参考：国（財務省）の定義（基礎的財政収支）

※ 基礎的財政収支：県債を除く税収等の歳入と元利償還額を除いた歳出とのバランス

黒字：歳入（国債除く） > 歳出（元利償還金除く） ⇒ 支出を新たな借入に頼らず賄えている

赤字：歳入（国債除く） < 歳出（元利償還金除く） ⇒ 支出を新たな借入に依存

■ プライマリーバランスの目的

平成16年11月策定の「第二次中期財政運営方針」において、プライマリーバランスの早期黒字化」を財政健全化の基本目標の一つとして掲げています。

持続可能な財政構造を確立するためには、プライマリーバランスの早期黒字化により、将来の県債残高の抑制を図ることが、極めて重要です。

■ プライマリーバランスの推移

当初予算段階でのプライマリーバランスは、16年度以降、地方財政計画において地方交付税が削減され、投資的経費に充てる地域再生事業債が新設されたことなどにより赤字となっていました。

しかし、これまで財政健全化に取り組んできた成果として、平成20年度当初予算においては、昨年度当初予算の10億円を上回る、59億円の黒字化を実現し、全額交付税措置される臨時財政対策債などを除いた実質的な県債残高を減少させることができました。（9月補正後は64億円の黒字）

今後は、年度途中に発生する災害への対応などにより、県債を追加発行せざるを得ない状況もあることから、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字化が、引き続きの課題です。

（単位：億円）

区 分		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H20.9補正後
当初予算	元金償還額 A	1,029	1,032	971	916	944	1,055	963	963
	県債発行額 B	1,018	1,021	1,049	1,012	1,021	1,045	904	899
	プライマリーバランス A-B	11	11	▲ 78	▲ 96	▲ 77	10	59	64
決 算	元金償還額 A	964	1,012	940	903	943	1,059		
	県債発行額 B	1,466	1,311	1,263	1,129	1,067	1,122		
	プライマリーバランス A-B	▲ 502	▲ 299	▲ 323	▲ 226	▲ 124	▲ 63		

※元金償還金、県債発行額とも、臨時財政対策債、減税補てん債等に係るものは除く。

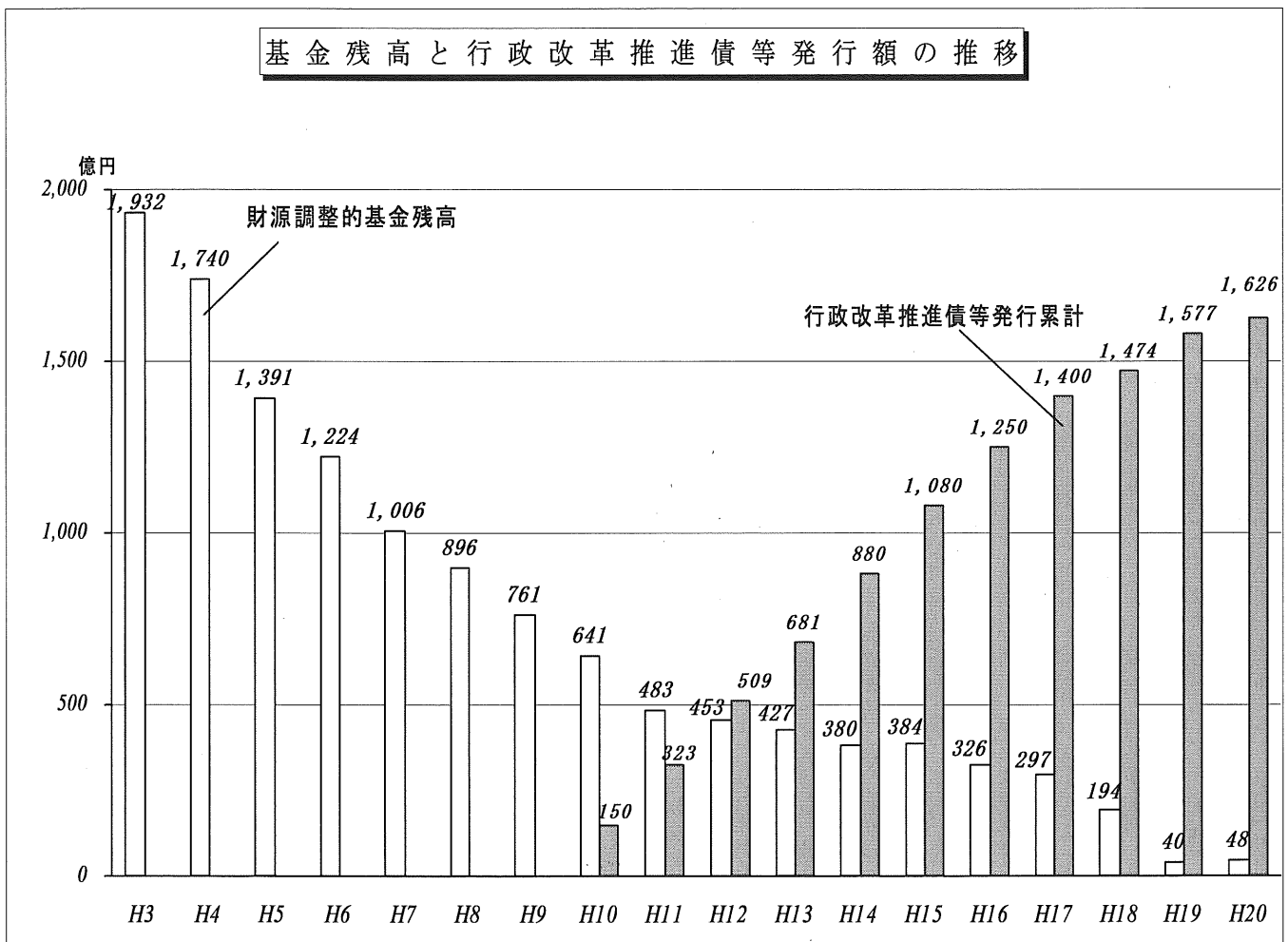
■ 今後の取組み

県債残高を減らすためには、さらなる県債発行の抑制が不可欠です。

【Q5】 基金の現状はどのようになっているのですか？

- 財源調整的基金は、ピーク時の平成3年度末1,932億円が、平成20年9月補正予算後では48億円程度まで減少しています。
- 基金は、当初予算段階ではほとんど取崩して、ほぼ底をついた状態となり、基金残高の確保は、いよいよ困難になってきています。
- また、行政改革推進債のような財源確保のための起債は、制度上発行可能額が減少しています。

基金残高と行政改革推進債等発行額の推移



【Q6】 活用が可能な基金はないのですか？

- 基金は、それぞれ特定の目的のために資金を積み立てるなど、設置目的に沿って管理しています。
- 今後、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、その目的を達成したと認められる基金については廃止を含め見直しを検討する必要がありますが、特定目的のための基金の廃止・取り崩しなどの財源対策効果は一過性のものであり、根本的な財源不足の解消には至りません。

基金の状況（平成20年5月末現在）

（単位：億円）

性質別分類			基金名	現在高 (現金)	基金設置目的(積立財源)		
I. 単県による基金 <国庫補助なし> 〔国の施策に基づき実施するもの〕	1. 積立基金 〔特定の目的のために積み立てられた基金〕	① 財源調整を用途とするもの	財政調整基金	25	財源不足時の財源補てん(一般財源)		
			減債基金(通常分)	15	財源不足時の県債の償還(一般財源)		
			地域福祉基金	32	地域福祉の向上を図るための事業(交付税) ※一部基金からの貸付有		
				② 特定目的のために活用するもの	地域づくり振興基金	7	市町村が自ら推進する地域づくり事業の助成(交付税)
					大規模事業基金	13	県政発展の基盤となる大規模事業の推進(一般財源) ※一部基金からの貸付有
					瀬戸内海大橋建設基金	0	瀬戸内海大橋の建設促進(一般財源)
					県庁舎整備基金	151	県庁舎の整備(一般財源)
					港湾整備事業基金	17	港湾の整備(財産収入/土地売却収入、使用料)
					大規模社会福祉施設等建設基金	21	大規模社会福祉施設等の建設(法人県民税超過課税分)
					産業廃棄物抑制基金	14	産業廃棄物の適正な処理に関する施策(産業廃棄物埋立税)
					県立産業会館施設設備整備基金	3	県立産業会館の施設及び設備の整備(使用料、財産収入)
					広島県教育振興基金	1	社会教育施設の設備の整備(寄付金、一般財源)
					県営林事業費基金	0	県営林事業の財源不足時の財源補てん(使用料、財産収入/立木売却収入)
				ひろしまの森づくり基金	2	森林の維持・管理に係る施策(県民税均等割超過課税分)	
				③ 義務的な経費に充てるもの	災害救助基金	12	災害救助及びそのための資材の備蓄(一般財源)
					減債基金(ルール分)	932	満期一括方式により発行した公募債・緑故債の償還(一般財源)
			2. 定額運用基金 〔一定額の原資金を運用することにより特定の事業等を運営するために設けられた基金〕		市町振興基金	87	市町村等が実施する公共施設の整備事業等に対し必要な資金を貸付(寄付金、一般財源)
					みどりと景観の基金	12	自然環境保護のために必要な土地の取得又は地域の景観形成活動の推進(一般財源)
				土地開発基金	17	公用地等の先行取得(交付税、一般財源)	
				美術品等取得基金	4	県立美術館の美術品及び美術に関する資料の取得	
				民間社会福祉事業振興基金	4	社会福祉団体に対する社会福祉施設の整備に必要なつなぎ資金の貸付(一般財源)	
II. 国の施策による基金 <国庫補助あり> 〔国の施策に基づき交付された補助金を積み立てた基金であり、施策目的に合致する事業しか活用できない〕			介護保険財政安定化基金	47	市町村の保険財政が悪化しないように資金の交付又は貸付(国庫)		
			障害者自立支援特別対策事業基金	15	障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営を図るための事業(国庫)		
			中山間ふるさと・水と土の保全基金	12	中山間地域における土地改良施設の維持管理経費等への助成(国庫、一般財源)		
			中山間地域等直接支払事業基金	2	中山間地域等直接支払交付金を農業者等に交付(国庫)		
			環境保全基金	4	地域環境保全に関する普及啓発及び環境保全活動(国庫、一般財源)		
			国民健康保険広域化等支援基金	2	国民健康保険事業の運営の広域化及び財政の安定化に資する事業(国庫)		
			森林整備地域活動支援事業基金	1	森林整備地域活動支援交付金を森林所有者に交付(国庫)		
合 計				1,452			

【Q7】 財政健全化団体・財政再生団体とは何ですか？

- これまでは、「地方財政再建促進特別措置法」の基準により、歳入欠陥（赤字）が標準財政規模の5%超となった都道府県（市町村は20%超）が、議会の議決を経て総務大臣に申出を行った場合、民間企業で言えば「倒産」にあたる「財政再建準用団体」となっていました。

しかし、平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が新たに成立し、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率

などが新しい指標となりました。

平成20年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、これらの指標が早期健全化基準に満たなければ「財政健全化団体」となり、財政健全化計画の下で建て直しを図ることとなります。

また、財政再生基準に満たなければ「財政再生団体」となり、財政再生計画の下で建て直しを図ることとなります。

※新しい指標については、平成19年度決算からの公表が義務付けられています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

【健全化判断比率の公表等】

- 地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、かつ公表しなければならない。

①実質赤字比率（一般会計等の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

③実質公債費比率（地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率）

④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

【財政の早期健全化】

- 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、県にあっては総務大臣に、市町にあっては知事に報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- 財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は知事は、必要な勧告をすることができる。

【財政の再生】

- 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、総務大臣に（市町は知事を経由して）報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- 計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができない。
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等必要な措置を勧告できる。

【公営企業の経営の健全化】

- 公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

【Q8】 財政健全化団体・財政再生団体になればどのような影響があるのですか？

- 財政健全化団体になると、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。また、早期健全化が著しく困難と認められるときは、国から必要な勧告を受けることとなります。
- 財政再生団体になると、財政再生計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。この計画は総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限されます。（総務大臣の同意があれば再生振替特例債の起債が可能となります。）
また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等を勧告されるなど国の関与による再生を迫られる状況となります。

過去の事例等

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財政健全化・財政再生の具体的な事例はまだないので、前身の法律である「地方財政再建促進特別措置法」による財政再建の最近の事例を挙げると次の通りとなります。（平成19年度は指標のみ公表。実際の再生団体等の指定は平成20年度決算からとなります。）

※ 福岡県赤池町の財政再建計画での具体的措置（H3～H12）

人件費

- ・ 行政組織の統廃合 15課1室→12課1室
- ・ 職員数の削減 ③113人→⑩101人
- ・ 給与水準の引下げ ラスパイレス指数 ②98.2→⑩87.4、給与の据置、諸手当の削減 など

事業費の抑制

- ・ 国、県から助成される補助事業以外の原則禁止
- ・ 必要最小限まで事業費の抑制（各団体助成金を類団で一番低い額に引下げ～商工会▲60%、社会▲45%） など

歳入増

- ・ 水道料金、町営住宅家賃、各種施設使用料等の大幅引上げ、町の助成・減免措置廃止（20%前後アップ） など

※ 北海道夕張市の財政再建計画での具体的措置（H18～H36）

人件費

- ・ 行政組織の統廃合 5部17課30係→7課20係
- ・ 職員数の削減 H.18 269人 → H.21 134人→ H.22 103人
- ・ 給与水準の引下げ 平成19年度から平均で30%削減、諸手当の削減 など

事業費の抑制

- ・ 住民生活に必要な事務事業以外は、原則として中止・縮小。補助金の支出は原則取りやめ。
- ・ 経常的経費は全国で最も効率的に運営する市町村と同程度になるよう抜本的な見直し。
- ・ 投資的事業は真に必要な事業以外行なわない。 など

歳入増

- ・ 市税率は法令上の上限を基本。公営住宅使用料の滞納整理。使用料・手数料の適正化。ごみ処理手数料新設。など

※【参考】平成19年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（速報（平成20年9月30日総務省公表））から抜粋

○健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

- ・ 2団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）、実質赤字額があるのは、都道府県で1団体、市区町村で23団体

2 連結実質赤字比率

- ・ 11団体が早期健全化基準以上（うち2団体が財政再生基準以上）、連結実質赤字額があるのは、市区町村で71団体

3 実質公債費比率

- ・ 33団体が早期健全化基準以上（うち2団体が財政再生基準以上）、33団体はすべて市区町村、都道府県の平均値は13.5%、市区町村は12.3%

4 将来負担比率

- ・ 5団体が早期健全化基準以上、5団体はすべて市区町村、都道府県の平均値は222.3%、市区町村は110.4%

☆☆☆ 財 政 用 語 一 覧 ☆☆☆

用 語	説 明																												
あ行	依存財源	地方交付税、国庫支出金、県債など、その額と内容が国の基準によるものや、国の許可を必要とするものをいいます。																											
	一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすものです。																											
	一般財源	使途に制限のない財源で、地方公共団体が自主的にその使途を決定できるものをいいます。地方税・地方譲与税・地方交付税などが該当します。																											
	一般財源総額	地方財政計画上の扱いで、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、減税補てん特例交付金、減税補てん債、地方譲与税の合計をいいます。																											
	縁故債 (銀行等引受債)	銀行などの金融機関や共済組合などの資金を借り入れる地方債の総称をいいます。 その他: 公的資金(財政融資資金、公営企業金融公庫資金など)																											
か行	起債制限比率	公債費の財源に充てた一般財源が標準財政規模に占める比率で、これまで国が地方債発行を許可する基準になっていました。現在では、実質公債費比率が地方債発行を許可する基準となっています。																											
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、法令や性質により支出が義務づけられた経費をいいます。人件費、扶助費及び公債費が該当します。																											
	経済対策	いわゆる、景気回復のために実施される政策をいい、公共事業の推進、地方単独事業の推進、中小企業対策などが行われます。過去の主な国の経済対策事業費及び県の対応額については、次のとおりです。																											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">国の経済対策 (事業規模)</th> <th style="text-align: center;">県の対応 (補正額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4 年 度</td> <td style="text-align: center;">1 0 . 7 兆円</td> <td style="text-align: center;">6 5 3 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 年 度</td> <td style="text-align: center;">3 4 . 5 兆円</td> <td style="text-align: center;">5 5 3 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 年 度</td> <td style="text-align: center;">1 4 . 2 兆円</td> <td style="text-align: center;">6 6 0 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 0 年 度</td> <td style="text-align: center;">4 3 . 6 兆円</td> <td style="text-align: center;">1, 2 7 5 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 1 年 度</td> <td style="text-align: center;">1 8 . 0 兆円</td> <td style="text-align: center;">4 2 3 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 2 年 度</td> <td style="text-align: center;">1 1 . 0 兆円</td> <td style="text-align: center;">3 2 0 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 3 年 度</td> <td style="text-align: center;">1 0 . 0 兆円</td> <td style="text-align: center;">3 4 9 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 4 年 度</td> <td style="text-align: center;">4 . 4 兆円</td> <td style="text-align: center;">2 3 5 億円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	国の経済対策 (事業規模)	県の対応 (補正額)	4 年 度	1 0 . 7 兆円	6 5 3 億円	5 年 度	3 4 . 5 兆円	5 5 3 億円	7 年 度	1 4 . 2 兆円	6 6 0 億円	1 0 年 度	4 3 . 6 兆円	1, 2 7 5 億円	1 1 年 度	1 8 . 0 兆円	4 2 3 億円	1 2 年 度	1 1 . 0 兆円	3 2 0 億円	1 3 年 度	1 0 . 0 兆円	3 4 9 億円	1 4 年 度	4 . 4 兆円	2 3 5 億円
	区 分	国の経済対策 (事業規模)	県の対応 (補正額)																										
	4 年 度	1 0 . 7 兆円	6 5 3 億円																										
	5 年 度	3 4 . 5 兆円	5 5 3 億円																										
	7 年 度	1 4 . 2 兆円	6 6 0 億円																										
	1 0 年 度	4 3 . 6 兆円	1, 2 7 5 億円																										
	1 1 年 度	1 8 . 0 兆円	4 2 3 億円																										
1 2 年 度	1 1 . 0 兆円	3 2 0 億円																											
1 3 年 度	1 0 . 0 兆円	3 4 9 億円																											
1 4 年 度	4 . 4 兆円	2 3 5 億円																											
形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたものです。																												
経常経費	法令などにより、毎年度義務的に支出する経費及び人件費や施設の維持管理に要する経費など、経常的に支出される経費をいいます。																												
経常収支比率	財政構造の弾力性(ゆとり)を判断する代表的な指標になります。 義務的経費が、県税や地方交付税など固定的に入る収入に占める割合のことです。数値が低いほど弾力的で自由に使える財源があることになります。																												
経常収入	法令などで規定されており、毎年度経常的に収入される財源で、地方税、地方交付税、使用料・手数料などの収入をいいます。																												
県債依存度	歳入総額に占める地方債(県債)の割合をいいます。																												
減債基金	地方債の償還を計画的に行なうため、償還資金を積み立てる目的の基金をいいます。																												
公営事業会計	地方公共団体が企業として運営する事業の会計をいいます。本県には、公営事業会計として分類されるものに、病院事業、工業用水道事業、土地造成事業、水道用水供給事業、電気事業、港湾整備事業、流域下水道事業の7つの会計がある。																												
か行	恒久的減税	一定期間を定めて行なう特別減税に対して、税率の引き下げや税率の適用区分を変更するなど、減税の効果が半永久的に続く減税方法をいいます。																											

	公債費	地方債の元金返済や利子の支払いなどに要する経費をいいます。
	公債費比率	標準税率を適用した税収入額と普通交付税を合算した額に対する地方債元利償還金の割合のことをいいます。通常、財政構造の健全性がおびやかされないためには、10%を超えないことが望ましいとされています。
	公債費負担比率	地方公共団体が自由に用途を決められる一般財源のうち、どの程度が借金の償還(公債費)に充てられているかを示す指標をいいます。この比率が高ければ、財政運営の硬直化が進んでいることになります。
さ行	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。 計画的な財政運営を行なうために、財源に余裕のある年度に積立て、不足が生じる年度に活用します。
	実質収支	形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。(当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額のことです。)
	財政力指数	基本的な財政需用に対する収入の割合で、団体の財政力の強弱を示す指標になります。指数が高いほど自ら調達できる財源が多く、財政の自主性、自由度が高くなります。
	財政健全化債 (行政改革推進債)	地方公共団体が自主的に財政健全化に取り組む場合、行財政改革による経費節減などにより、将来における財政負担の軽減効果額の範囲内で特別に発行できる地方債をいいます。平成18年度からは行政改革推進債に変更になりました。 ○広島県の発行額 H10:150億円、H11:173億円、H12:186億円、H13:171億円、H14:200億円 H15:200億円、H16:170億円、H17:150億円、H18:74億円 H19:103億円:H20(当初予算)49億円
	三位一体改革	国庫負担金の廃止・縮減、国から地方への財源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に改革する取り組み(H15～H18)をいいます。
	資金手当債	財源不足額を補てんするために通常の地方債が充てられる範囲(充当率70～90%)を超えた隙間部分(30～10%)に、特別に認められる地方債をいいます。
	実質公債費比率	元利償還金の水準を図る指標で、地方税や地方交付税などの標準財政規模を分母に、公営企業繰出金(元利償還金相当)を加えた公債費を分子とする指標をいいます。この比率が18%を超えた場合、これまでどおり起債の発行に国の許可が必要になります。
	実質単年度収支	単年度収支に、当該年度において財政調整基金に積み立てた積立金及び地方債の繰上償還金を加え、当該年度において財政調整基金を取り崩した額を差し引いたものです。
	市場公募債	地方公共団体が国(国債)や民間企業(社債)など同様に、債券を広く公募して資金の調達を行う地方債をいいます。個人でも1万円単位から購入することができます。
		自主財源
	人件費	一般職員・教育職員・警察職員の給与費、共済費等、知事・副知事・出納長・教育長等の給与費、議員報酬、退職手当等の経費のことをいいます。
た行	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに財源の均衡化を図るため、国税5税の一定割合を財源の不足する団体等に交付する地方団体共有の固有財源をいいます。 団体間の財政力格差を地方交付税の適正な再配分を通じて調整する財源調整機能と、客観的な基準の設定を通じて配分し、計画的な財政運営を可能にする財源保障機能があります。
	地方財政計画	国の予算に対して、約1,900の地方公共団体を一つの財政主体として捉え、その歳入歳出の状況を明らかにしたものです。この計画は、地方公共団体の財政運営の指針、地方財源の保障、国の予算・施策等との整合性の確保などの役割があります。

	地方債（県債）	道路、橋りょうや学校などの公共施設の建設事業の財源について、単年度ではなく、耐用年数に準じて、将来の住民にも応分の経費を分担させるために、年度を超える長期の借入金をいいます。
	地方債協議制度	地方公共団体の自主性をより高める観点から、従来の地方債許可制度に代わって、原則として地方債の発行を自由とする制度をいいます。
	地方譲与税	国税として徴収され地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。
	投資的経費	公共事業や公共・公用施設の建設など将来に残るもの（社会資本の形成）に支出される経費をいいます。普通建設事業費と災害復旧事業費が含まれます。
	特定財源	国庫支出金、県債など、その用途が特定されているものをいいます。
	特別会計	特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理を行う会計のことをいいます。
	特別交付税	各地方公共団体の特殊事情により、特別に生じた財政需要に対して交付されるもので、普通交付税を補完する役割を果たすものです。
は行	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費をいいます。
	普通会計	一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせて、1つの会計とみなしたものです。その決算額は、各会計相互間の繰り入れ、繰り出しに係る重複額を差し引いた純計額をいいます。全国的な統計は、普通会計ベースで行うので、他県比較などの時に使われるものです。
	普通建設事業	道路、橋りょう、公園、農業関係等の公共事業、学校、庁舎など公共・公用施設等の建設、用地取得等に使用される経費をいいます。
	普通交付税	地方公共団体が標準的な行政を行うのに必要とし、合理的手段によって算定されたあるべき行政需要の額（基準財政需要額）と、同じく合理的手段によって捕そくされたあるべき収入額（基準財政収入額）との差額が交付されるものです。
	物件費	印刷・消耗品費・光熱水費などの需用費、通信運搬費などの役務費、旅費、備品購入費などの経費をいいます。
	法人県民税	県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、資本金の額等により税額が決まる均等割と、国税である法人税の額を課税標準として税額が決まる法人税割があります。
	法人事業税	県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、各事業年度の所得や収入金額を課税標準として税額が決まります。 このため、税収が景気動向に左右されやすいといえます。
	補助費等	市町村や団体への各種負担金・補助金などの経費をいいます。
は行	骨太の方針	国では、平成13年6月「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定しました。この方針を「骨太の方針」といいます。 その後、平成14年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（骨太の方針2002）」をはじめ毎年、骨太の方針が示されています。最近では、「経済財政改革の基本方針2008（骨太の方針2008）」を閣議決定し、地方財政を含む歳出改革の概要等が示されています。
ら行	臨時財政対策債	地方交付税の振替として発行する特例的な地方債をいいます。 地方財政計画上の収支不足は、従来、交付税特別会計で借入れ、交付税で措置されてきました。しかし、平成13年度から、負担の明確化、透明化等を図るため、特会借入方式を見直し、収支不足を国と地方が折半して負担することとなり、この地方負担分を賄うために発行されることとなったのが臨時財政対策債です。 元利償還金相当額は、後年度、全額を交付税に算入されることとなっています。 ○発行実績 H13:142億円、H14:278億円、H15:595億円、H16:423億円 H17:324億円、H18:290億円、H19:263億円、H20(当初予算):320億円